

# 練馬区公共施設予約システム（スポーツ施設）利用案内

1

## 団体利用登録

予約システムを使って施設を利用するには、団体登録が必要です。

- 登録申請は各体育館・三原台温水プール・中村南スポーツ交流センター・石神井松の風文化公園で受付けます。
- 申請できるのは、団体メンバーの方です（代理申請の受付不可）。
- 申請時は必要数の確認書類をご用意ください（2ページ参照）。
- 登録要件は2ページをご覧ください。  
（予約システムにて予約できるスポーツ施設一覧は6ページをご覧ください）
- 登録カードは代表者（連絡者を設定した場合は連絡者）のご住所あてに郵送します。

2

## 抽選申込み

利用したい日の2か月前の1日から9日まで受け付けます。  
（庭球場は1か月に2回抽選を行います。2回目の抽選は16日～22日受付）

ご自宅のパソコンや携帯電話のインターネット接続機能を使って、予約システムにアクセス！

- 利用枠の単位で抽選を申込みます。●1か月の利用可能枠数には制限があります。（4ページ参照）
- 各体育館・中村南スポーツ交流センター等には利用者端末機を設置しています。

3

## 抽選結果確認

庭球場 1回目抽選11日～15日 2回目抽選23日～27日  
それ以外の施設 11日～17日

抽選結果を予約システムで確認し、当選していたら当選申請手続きをします。

- 期間中に当選申請手続きを行わない場合は当選は無効となります。

4

## 空き枠予約

庭球場 2か月前の28日から利用日の前日まで  
体育館・プール・希望が丘公園 2か月前の18日から利用日の7日前まで  
野球場・さくら運動場・松の風多目的広場 2か月前の18日から利用日の前日まで

抽選確定期間後に空いている枠については、先着順で予約することができます。

5

## 利用当日

利用開始前に施設窓口に登録カードを提示のうえ受付し、使用料をお支払いください。

- 使用料は、2時間または3時間の利用枠単位でお支払いいただきます。

## 予約をキャンセルしたり、変更する場合

利用日の7日前の24時まで、予約システムを使用して取消・変更の手続きをしてください。

- 利用当日のキャンセルは、利用を予定していた施設に直接ご連絡ください。
- 取消・変更手続きを利用日の7日前を過ぎてから行った場合や当日のキャンセル、連絡無く来場しなかった場合は「利用申込制限」の対象となります（5ページ参照）。

練馬区公共施設予約システムホームページ <https://yoyaku.city.nerima.tokyo.jp/portal/>

施設からのお知らせは上記アドレスのページに掲載されますので、ご利用のパソコンのお気に入り登録はこちらのアドレスをお願いいたします。  
利用可能時間：メンテナンス時間（原則、毎月23日0時～7時）を除き、ご利用いただけます。ただし、空き枠予約申込初日（庭球場毎月28日、体育館・プール・野球場・運動場・体育館会議室毎月18日）の予約受付開始は、これまでどおり午前9時から申込可能となります（年末年始は運休します）。

## 利用する施設による団体登録要件

申請できる方は団体メンバーの方のみです（代理申請不可）。必要書類をお持ちになり、直接申請受付場所においでください。

団体種別（利用する施設）	登録要件	申請に必要な書類	申請受付場所等
庭球場団体	15歳以上（中学生を除く）の方4名以上で、全員が練馬区に在住・在勤（ <u>在学を除く</u> ）であること。  （代表者は18歳以上の練馬区在住・在勤であること）	・登録申請書AとB 申請受付窓口にあるほか、区HPからダウンロードできます。 全員の住所・氏名・生年月日・電話番号を記入してください。  ・申請者ご自身の在住・在勤・年齢を確認できる書類 運転免許証、健康保険証、在勤証明書等の原本（写し不可）  ・団体メンバー全員の在住、在勤・年齢を確認できる書類 運転免許証、健康保険証、在勤証明書等（写し可）  確認書類については、下記の注意事項をお読みください。	<b>申請受付場所</b>  ・各体育館 ・中村南スポーツ交流センター ・三原台温水プール ・石神井松の風文化公園
屋内団体（体育館・プール）  屋外団体 ・大泉さくら運動公園多目的運動場 ・大泉学園町希望が丘公園運動場多目的運動広場 ・石神井松の風文化公園多目的広場	10名以上で、過半数が練馬区在住・在勤・在学であること。  （代表者は18歳以上の練馬区在住・在勤・在学であること）	・登録申請書AとB 申請受付窓口にあるほか、区HPからダウンロードできます。 全員の住所・氏名・生年月日・電話番号を記入してください。  ・申請者ご自身の在住・在勤・在学・年齢を確認できる書類 運転免許証、健康保険証、在勤(学)証明書等の原本（写し不可）  ・団体メンバーの過半数の在住・在勤・在学・年齢を確認できる書類 運転免許証、健康保険証、在勤(学)証明書等（写し可）  中学生以下の方については確認書類の提示の省略が可能です。  確認書類については、下記の注意事項をお読みください。	<b>受付時間</b>  9時から21時30分 （松の風文化公園のみ9時から18時）  <b>休館日</b>  ・毎月第二月曜日 （祝日のときは翌日） （松の風文化公園を除く）  ・12月29日 ～1月3日  ・臨時休館日 （各施設にお問合わせください）
屋外団体（野球場〔成人〕）	15歳以上（中学生を除く）の方10名以上で、過半数が練馬区在住・在勤・在学であること。  （代表者は18歳以上の練馬区在住・在勤・在学であること）	中学生以下の方については確認書類の提示の省略が可能です。  確認書類については、下記の注意事項をお読みください。	

同じ団体種別・同一競技の中で、同じ人が複数のチームに重複して登録することはできません。

団体登録の内容に変更が生じたときは、「利用者登録変更届」を提出してください。

必要書類・申請受付場所・登録要件は当初の登録時と同様です。

### 確認書類をご用意いただく際のご注意

練馬区公共施設予約システムの団体登録の際には、練馬区に在住（在勤・在学）であることを確認できる書類（運転免許証・保険証・在勤証明等）が必要となります。有効期限が切れているものや、以下の点に当てはまる場合は確認書類としてお受けできませんのでご注意ください。

～ご注意ください～

## このような場合は確認書類としてお取り扱いできません

### 運転免許証の場合

現住所が記載されていないもの。  
コピーの場合は、有効期限など内容が不鮮明なもの。  
現住所が裏面に記載されてる場合は、裏面のコピーも必要になります。

### 健康保険証等の場合

住所が空欄になっているもの。  
コピーの場合は、有効期限など内容が不鮮明なものや住所欄が空欄になっているもの。  
コピーの上から住所を記入しているもの。

### 在勤証明書の場合

社印または代表者印がないもの。  
事業所の所在地が練馬区内でないもの。  
事業所の所在地・連絡先が記載されていないもの。

### その他の証明書

練馬区に在住（在勤・在学）であることが証明できないと区が判断したもの。  
郵便物や公共料金支払票、レンタルビデオ店の会員証などは確認書類として取扱いできません。

## 施設使用料の減額・免除制度について

練馬区立スポーツ施設では、生涯学習団体および団体構成員の年齢要件等による施設使用料の減額・免除制度があります。

適用を受けるためには、利用前に減額・免除団体の登録申請が必要です。  
申請場所や受付時間は、団体登録と同じです。

- ・ 免除団体：団体構成員の半数以上を75歳以上の方が占める団体は、施設使用料が無料になります。
- ・ 減額団体：下記の団体は、施設使用料が5割減額となります。
  - \* 団体構成員の半数以上を65歳以上の方が占める団体
  - \* 団体構成員の半数以上を中学生以下の方が占める団体
  - \* 団体構成員の半数以上を心身障害者の方が占める団体
  - \* 生涯学習団体がスポーツ施設を利用するとき

### 手続き（団体登録メンバーの方のみ申請できます）

- ・ すでに団体登録済みの場合  
登録カードと申請者の本人確認資料（原本）をお持ちになり、申請窓口にある減額・免除申請書に記入し提出してください。
- ・ 新規団体登録申請と同時に減額・免除申請をされる場合  
「利用する施設による団体登録要件」に記載されている「申請に必要な書類」の他、下記のいずれかをお持ちになり、申請窓口にある減額・免除申請書に記入し提出してください。
  - \* 年齢要件で減額、免除を申請する場合は、該当する方々の生年月日が確認できる書類の写し。ただし、中学生以下の方については、確認書類の提示の省略が可能です。
  - \* 心身障害要件で減額、免除を申請する場合は、該当する方々の身体障害者手帳、愛の手帳等写し
  - \* 生涯学習団体の場合は、生涯学習団体届出証



## 団体種別による利用可能施設

利用できる施設 団体種別 (利用する施設)	体育館・プール	体育館会議室	野球場	大泉さくら運動公園 多目的運動場	大泉学園町希望が丘公園 運動場多目的運動広場	石神井松の風文化公園 多目的広場	庭球場	登録された団体（庭球場団体を除く）は、一部の文化施設の会議室なども空き枠予約により利用できます。 詳細は、利用する施設にご確認ください。
庭球場団体								
屋内団体(体育館・プール)								
屋外団体(成人野球場)					1			
屋外団体 (大泉さくら運動公園多目的運動場・ 大泉学園町希望が丘公園運動場多目的 運動広場・ 石神井松の風文化公園多目的広場)			1			2		

・・・利用できます。 1・・・成人ソフトボール団体は、野球場〔成人用〕と大泉学園町希望が丘公園運動場多目的運動広場を利用できます。 2・・・少年野球（小学生以下）、ソフトボール(中学生以下)、少年サッカー（小学生以下）、少年ラグビー（小学生以下）練習、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ターゲットバードゴルフなどが利用できます。

同一の団体（チーム）で、野球場と体育館など異なる施設を利用する場合は、利用できる団体種別ごとに登録が必要です。

### 抽選・予約スケジュール（利用希望日から見た抽選申込み・空き枠予約のスケジュール）

施設名	抽選申込み期間	抽選日	抽選結果確定期間	空き枠予約期間	使用料の支払
庭球場 (2回抽選)	1回目	2か月前の 1日～9日	2か月前の 10日	2か月前の 11日～15日	2か月前の 28日～利用日前日
	2回目	2か月前の 16日～22日	2か月前の 23日	2か月前の 23日～27日	
体育館・プール 大泉学園町希望が丘公園運動場 多目的運動広場	2か月前の 1日～9日	2か月前の 10日	2か月前の 11日～17日	2か月前の18日 ～利用日7日前	利用当日 施設にて
野球場・体育館会議室・ 大泉さくら運動公園多目的運動場・ 石神井松の風文化公園多目的広場	2か月前の 1日～9日	2か月前の 10日	2か月前の 11日～17日	2か月前の18日 ～利用日前日	

利用枠数（1か月間に公共施設予約システム上で予約できる枠数。最大枠数を超える予約はできません。）

団体種別	抽選申込み可能枠数 ( )内は当選可能枠数		予約可能枠数 (抽選により確保した枠数 + 空き枠予約した枠数)	
	平日	土・日・ 祝休日	平日	土・日・ 祝休日
庭球場団体	4 (4)	2 (2)	8	4
屋内団体 (体育館・プール)	4 (4)	4 (4)	8	8
屋外団体(野球場)	4 (4)	2 (2)	8	4
屋外団体 (大泉さくら運動公園 多目的運動場・ 大泉学園町希望が丘公園 運動場多目的運動広場・ 石神井松の風文化公園 多目的広場)	4 (4)	2 (2)	8	4
合計枠数 = +	最大4枠		最大8枠	

上限を超える予約の確保はできません。したがって平日6枠を確保した場合は、土・日・祝休日に確保できる枠数は最大で2枠となります。

予約のできる最大枠数はすべての施設の合計となります。団体種別が「体育館・プール」の団体が体育館を3枠、

体育館会議室を3枠、生涯学習センターを2枠確保した場合、これ以上の枠は確保できません。

庭球場の抽選申込み可能枠数は、最大4枠です。2回目の抽選に申込み可能な枠数は「4枠 - (1回目に当選し確定した抽選申込枠数)」となります。

平成29年3月利用分から、全体枠数の内数として制限を設けていた、夏の雲公園庭球場ナイター枠についての制限を廃止します

## 予約の変更・取消について

多くの利用者の方に有効に施設を利用していただくため、予約の変更・取消の手続きは、利用日の7日前までにしていただくようお願いします。

利用日の7日前を過ぎて行う予約の変更・取消は、利用申込制限の対象となります（下記参照）。

システムによる取消処理は利用予定日の前日まで行うことができます。

利用当日の取消については、利用を予定していた施設に利用取消を連絡してください。連絡がない場合は、無断キャンセルの取扱いとなります。

## キャンセルによる利用申込制限について

施設をより有効にご利用いただけるよう、以下のとおり利用申込制限を行っています。

### ・直前キャンセル：利用予定日の7日前を過ぎて予約の変更・取消を行った場合

変更・取消を行った予約利用枠1枠につき、利用日の翌月1日から末日までの間、抽選申込または空き枠予約の予約件数を毎月1件に制限します。

### ・無断キャンセル：予約の取消しをせず、連絡もないまま利用しなかった場合

予約利用枠1枠につき、利用日の翌月1日から3か月後の末日までの間、抽選申込または空き枠予約の予約件数を毎月1件に制限します。

同日中や申込制限期間中に直前キャンセルや無断キャンセルを繰り返しますと、キャンセルするたび、利用申込制限は累積されます。

すでに確定している予約につきましては、取消されることはありません。ただし、変更はできませんのでご注意ください。

## 悪天候時の使用可否判断について

○悪天候等によるスポーツ施設の利用可否は、当日の現地の状況により施設管理者が判断し、利用不可と決定した場合は、施設管理者が予約を取消します。

○天候状況は練馬区内でも局地的に変化します。予約をされた方は、悪天候当日の利用可否について各施設に必ず確認してください。

○当日、利用できる状態にもかかわらず、予約された方の独自判断により行った取消は、予約された方の都合による取消として扱います。また、独自判断で利用しなかった場合、無断キャンセルとして扱います。

降雨、降雪や降霜など天候の影響により、晴天でもコート・グラウンドが利用できない場合があります。

利用開始後に悪天候のため利用中止となった場合、利用できなかった時間により、1時間単位で使用料の精算を行います。

公共施設予約システムにて予約できる区立スポーツ施設

施設名		所在地・電話番号	施設内容 (公共施設予約システムにて利用申込みできる室場)	開館時間	休館・休場日
体育館	総合体育館	谷原1-7-5 ☎(3995)2805	競技場・卓球場・柔道場・剣道場・ ローラースケート場・会議室	9:00 ~ 21:30	・毎月第2月曜日 (この日が祝日のときはその翌日) ・12月29日~1月3日 ・臨時休館日 (各施設にお問合わせください)
	桜台体育館	桜台3-28-1 ☎(3992)9612	競技場・柔道場・剣道場兼卓球場		
(温水プール併設)	上石神井体育館	上石神井1-32-37 ☎(5991)6601	競技場・第一武道場・第二武道場・温水プール・会議室		
	平和台体育館	平和台2-12-5 ☎(5920)3411			
	大泉学園町体育館	大泉学園町5-14-24 ☎(5905)1161			
	光が丘体育館	光が丘4-1-4 ☎(5383)6611	競技場・温水プール・会議室		
	中村南スポーツ交流センター	中村南1-2-32 ☎(3970)9651	多目的アリーナ・武道場・温水プール・会議室		
温水プール	三原台温水プール	三原台2-11-29 ☎(3924)8861	温水プール		
成人用野球場	高野台運動場	高野台3-8-8 ☎(3904)0407	野球場1面(成人軟式野球・成人ソフトボール利用可)	季節・曜日により変わります。	・12月29日~1月3日
	学田公園野球場	豊玉南3-32-27 ☎(3992)2070			
	東台野球場	石神井町1-11-32 ☎(3996)3519	野球場2面(成人軟式野球・成人ソフトボール利用可)		
	北大泉野球場	大泉町3-31-44 ☎(3921)6297	野球場2面(成人軟式野球・成人ソフトボール利用可)		
庭球場	高野台運動場	高野台3-8-8 ☎(3904)0407	クレイコート4面		
	豊玉中公園庭球場	豊玉中4-1-17 ☎(3991)3461	人工芝コート3面		
	土支田庭球場	土支田4-31-24 ☎(3921)7566	人工芝コート7面		
	びくに公園庭球場	東大泉2-28-31 ☎(3921)5203	ハードコート2面		
	夏の雲公園庭球場	光が丘3-5-1 ☎(5997)7630	ナイター照明付人工芝コート4面 (ナイター開場期間 3月~11月)		
	大泉学園町希望が丘公園運動場	大泉学園町9-1-2 ☎(3921)6850	人工芝コート3面		
	石神井松の風文化公園	石神井台1-33-44 ☎(5372)2455	人工芝コート6面、ハードコート1面		
多目的運動場	大泉さくら運動公園 多目的運動場	大泉学園町9-4-5 ☎(3921)7088	多目的運動場(123m×89m)1面 半面を1枠として利用可能 (サッカー・ラグビー・ニュースポーツ等利用可)	季節により変わります。	・12月29日~1月3日 (屋外施設では、設備保守のため休場することがありますので各施設にご確認ください。)
	大泉学園町希望が丘公園運動場 多目的運動広場	大泉学園町9-1-2 ☎(3921)6850	多目的運動広場(全面天然芝・76m×63m)1面 (サッカー・ラグビー・ソフトボール・ニュースポーツ・小学生以下の少年野球等利用可。 サッカー試合は小学生以外不可、ラグビーは試合不可、スパイク使用は小学生のみ可。)		
多目的広場	石神井松の風文化公園 多目的広場	石神井台1-33-44 ☎(5372)2455	多目的広場(天然芝・45m×75m)1面 少年野球(小学生以下)・ソフトボール(中学生以下)・少年サッカー(小学生以下)・少年ラグビー(小学生以下)・ニュースポーツ等利用可。 ラグビーは試合不可、スパイク使用は小学生のみ可。)		